

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2013. 2.10発行(通巻第430号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 5年間で労災死亡15%削減などの数値目標
第12次労働災害防止計画の内容固まる 2
- 対ニチアス損害賠償裁判・地労委の闘い 札幌:勝利和解!
全造船ニチアス・関連企業退職者分会／アスペクトユニオン 4
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その28 古川和子 11
- 韓国からのニュース 13
- 前線から 16
はつりじん肺損害賠償訴訟 第17回弁論報告 大阪／NHK地域
スタッフのうつ病 和解解決はしたが… 大阪

1月の新聞記事から/19

表紙／全国じん肺患者同盟大阪中央支部定期総会(2013年1月23日)

'13
2

5年間で労災死亡 15%削減などの数値目標

第12次労働災害防止計画の内容固まる

政府の安全衛生対策の施策の大まかな方向を定める、第12次労働災害防止計画の内容がほぼ固まってきたようだ。

労働災害防止計画は、労働安全衛生法で、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聞いて策定することとされており、昭和33年以降5年ごとに策定されている。第11次労働災害防止計画が平成20年度より24年度で、これに続く平成25年度を初年度とした5年間を対象としたものが、現在労働政策審議会で検討されているところだ。

厚生労働省ホームページに公開された会議情報によると、同審議会で昨年の夏頃から骨子についての検討が始まり、今年の1月には概ね内容が確定しているようだ。

より明確になった数値目標

審議会の資料として公開されている案をみると、労働災害発生件数等の数値目標については、2010年に閣議決定された「新成長戦略」で示されている「2020年に労働災害3割削減」という数字にあわせたものとして設定している。具体的には、①労災による死亡者数を平成24年と比較して、平成29年ま

でに15%以上減少させる、②休業4日以上の労働災害による死傷者の数を同じく15%以上減少させる、というものだ。

そして今回の計画で目を引くのは、さらに情勢を分析したうえで、重点目標の数値目標をそれぞれ設定し、その進捗状況については審議会に報告し、チェックしていることだ。具体的には次のような数値目標が設定されている。

○労働災害件数を減少させるための重点業種対策

■小売業 労働災害による休業4日以上の死傷者の数を20%以上減少させる。

■社会福祉施設 労働災害による休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる。

なお、この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当する水準である。

■飲食店 労働災害による休業4日以上の死傷者の数を20%以上減少させる。

■陸上貨物運送事業 労働災害による休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる。

○重篤度の高い労働災害を減少させるため

の重点業種対策

■建設業 労働災害による死亡者の数を 20% 以上減少させる。

■製造業 労働災害による死亡者の数を 5% 以上減少させる。

他にメンタルヘルス対策、過重労働、化学物質、腰痛、熱中症、それに受動喫煙対策について数値目標が並ぶ。

単に重点対策を並べるのではなく、それにもとづいて達成すべき目標を設定する方法は、これまでになく、より明確になったといえる。

非正規労働者増加など法改正対応も

そして、今回の計画においては、「2社会の変化と安全衛生施策の方向性」において現状を分析し、いくつかの法令改正につながる検討課題も設定するものとなっている。「非正規労働者等の増加と外部委託の広がり」とする項目では、第三次産業で目立つ非正規労働者の割合の増加と労災多発傾向、それに請負等による外注化の増加で建設業、造船業のみで強化されていた元方事業者の役割を、他の産業でも見直しに向けて検討すべきことについて述べている。

さらに、「技術革新に対応した規制のあり方」においては、危険有害要因の多様化という状況に対して、具体的な手法を一定程度事業者に委ね、それを「技術面で支援できる高い専門性を備えた人材の育成やその活用を後押しする制度」を長期的に検討するというような新たな施策への展望も一部指示すものとなっている。

また「社会に開かれた安全衛生対策」では、「安全衛生を巡る問題を可視化し、より社会に開かれたもの」とするための取り組みを推進することとしている。

貧弱で具体性のない小規模事業場対策

これまでの労働災害防止計画は、当然、総括と方針で成り立ってきたものだが、今回の第12次労働災害防止計画は、後の検証作業とセットとなるべきものということができ、その意味で、これまで以上に評価できるものといえるだろう。

ただ、施策の目指す方向をいくら明確に定めたとしても、具体的に問題をかかえた労働者のもとにその施策が反映されるかどうかは別の問題だということがある。

たとえばメンタルヘルス対策においては、職場のストレス対策について支援措置を充実するしたり、メンタル不調者の職場復帰対策についても積極的な取り組みを促す支援措置をとるなどとするが、実際の支援部隊となるはずの地域産業保健センターの活動は低調なままということがある。小規模事業場の安全衛生対策について、成果が乏しい点については毎回指摘されていながら、今回も結局は、一般的な「充実、強化」に止まる記述でしかないようだ。

3月には正式なものが確定し、公表されることになるだろうが、とりあえず設定された数値目標を含めて、その実施を検証するとともに、具体性を持ち得ていない小規模事業場対策などについても注目する必要があろう。

対ニチアス損害賠償裁判・地労委の闘い

札幌：勝利和解！

岐阜：和解決裂で判決へ、新たな提訴も

奈良：ニチアスに文書提出命令

神奈川・奈良県労委に不誠実団交救済申し立て

全造船ニチアス・関連企業退職者分会／アスベストユニオン

黙っては受け取らない

札幌・岐阜・奈良地裁で同時進行していたニチアスを相手取った損害賠償裁判。

進行が早かった札幌地裁で、昨年11月20日、和解が成立した。原告大谷定子さんらの頑張り、原告代理人古川武志弁護士の奮闘、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北海道支部の方々などの支援によって、「下請差別（低額補償）」、「口外禁止の秘密処理」というニチアスの被害補償基本姿勢を許さない、実質完全勝利を勝ち取った。

札幌地裁は昨年8月23日に結審し、裁判所が和解の可能性を双方に打診してきた。

当初、ニチアス側は安全配慮義務違反はないが、道義的責任から石綿救済法を参考に300万円の支払いと回答してきたため、原告側は拒否して、地裁での和解協議に臨んだ。

10月17日の和解協議でニチアスはこの回答を維持したが、裁判所から、ニチアスの責任ありを前提に和解できないか、もう一度

検討するよう要請され、ニチアスは持ち帰った。

11月2日の和解協議では、「3700万円、和解金額の秘密条項をつける」というニチアスの提案に対して、原告側は「和解提示額の4158万7133円のうち7133円はまけるが、それ以上は1円もまけない。1億円払うと言われても秘密条項はつけない」と拒否し、またしてもニチアス持ち帰りとなつた。

そして、これでだめなら和解打ち切り12月27日判決、となる11月20日の和解協議。

原告側は事前に、和解条件を譲歩するつもりではなく、ニチアスがのまければ和解を打ち切るようにとの意見を書面で裁判所に提出していた。

にもかかわらずニチアスは、裁判所に「何とか譲歩できないか確認してくれ」と泣きつき、裁判官は「古川先生ができないと言っているからできないですよ」と応じたのに、またも食い下がって、裁判官が笑いながら「譲歩なんかしないですよね」と確認を求め、古川弁護士が「当然です」という、わけのわからないやりとりをやったあげく、ニチア

スが和解に応じるということで、和解成立となつたのだった。

札幌地裁では、定子さんの夫敏男さんの石綿肺死亡と定子さん自身の胸膜プラーク被害の損害賠償を求めた。和解では、敏男さんについての損害賠償として和解金を受け取り、定子さんの損害請求については放棄することになった。「家族ばく露による胸膜プラーク被害」についての闘いは、今後、また別の機会へ持ち越す形となった。

「口外禁止」固執で決裂

岐阜地裁では、12月20日、原告山田益美さんと会社側証人2名の証人尋問が行われた。山田さんは当時の劣悪な作業状況と粉塵対策をありのままに証言し、会社側証人2名は山田証言を否定したいニチアスの言い分を擁護しようとして、墓穴を掘った。

会社側証人のひとりは、住(すみ)庸子という67才の女性。1963年に入社、ずっと総務で働き、定年退職後も労災補償手続きや秘密条項付の見舞金支払い業務の中心にいる人間だ。

住は現場で働いたことはないため、ほとんどすべて、誰々からはこう聞いている、という証言に終始した。よく現場に行ったので自分もわかるとして、いくつか当時の現場作業状況について証言をしたが内容があやふやで、反対尋問では、自身が粉じん作業現場に用事で行くときに、上司にマスクをするようには指導されてはいなかつた、と白状してしまう始末だった。住自身が石綿健康管理手帳を所持しているかとの質問に

は、自分のプライバシーだから答えないとしながら、年2回健診を受けていることを認め、石綿に関連する疾患ではないか、との質問には、答えられない、という体たらくだった。

住自身が熟知しているはずの補償業務に関連した質問、たとえば、ニチアス羽島工場の過去の補償件数を聞かれても、わからないと答えるなど、不真面目な証言態度は呆れるばかりだった。

会社側証人のもう一人は、吉村弘という男性。吉村は現場作業をしたことがあるが、肝心の山田さんがおこなった作業状況についての証言がなく、一体何のための証人なのかわからなかった。

証人調べを終え、裁判所は和解協議を勧め2月4日協議が行われた。

原告側は和解条件を書面にして臨んだが、ニチアスは「口外禁止条項を入れることが和解の第一条件だ」としたため和解は決裂した。不誠実、破廉恥きわまるとはこのことだろう。

山田さんの被害は、石綿によるじん肺、すなわち、石綿肺。

じん肺法の管理区分決定は、管理2の決定を受けている。かつては、胸水が溜まり入院歴もあるが、現在は合併症がない状態で労災保険の適用は受けていない。しかし、徐々に息切れなどの症状が強くなつており、労災認定をされていないだけのことだ。ニチアスは不当にも、こうした立場の退職者に対しては、きわめて低額の見舞金で済ませてきているのだ。

神奈川県労委への申し立て 新たな提訴

山田さんの証人尋問のあった12月20日、同じ羽島工場で1960年から1995年まで働き、現在、石綿肺管理4で労災療養中のTさんがニチアスを相手取り2640万円の損害賠償を求める訴えを岐阜地裁に起こした。

Tさんは山田さんの元同僚だ。山田さんは、1959年から1967年まで羽島工場で働いており、ともに保温材製造にたずさわっていた。

Tさんは在職中に石綿肺を発症し、退職前の1994年には現場から総務課に配置転換され、退職時にはじん肺管理3イだった。

退職後、体調は徐々に下降し、2009年に知人の紹介で名古屋労災職業病研究会代表（当時）杉浦裕医師の杉浦医院に受診し、改めて管理区分申請を行い、同年12月に管理4の認定を受け、労災療養を開始した。



第7回全造船ニチアス・関連企業退職者分会定期大会
分会と支援の面々

その後、Tさんは山田さんとともにアスベストユニオンに加入し、アスベストユニオンはニチアスに団交を申し入れ、ニチアスは団交に応じた。団交で、アスベストユニオンは羽島工場の被害・補償状況、見舞金規定の開示を求めるとともに、両人に対する被害補償に誠実に応じるように求めた。

しかし、ニチアスは「両人の個人補償だけについてだけ話合いに応じる。そのほかは一切応じない。また、山田さんについては裁判で係争中であるし、Tさんには退職時に600万円を支払っており、そのとき、今後の請求はしないということで署名、捺印してもらっているので、一切補償には応じない。」と対応してきた。

被害・補償状況や補償基準として社員に適用している見舞金規程の開示についてもニチアスは「見せる必要はない」と突っぱね続け、まったく名ばかりの団交に終始せざるを得なかった。

団交は、昨年2月16日、4月5日、6月7日と行われたが、このように典型的な不誠実な対応をニチアスが続けたため、アスベストユニオンはこれを不当労働行為としてその救済を神奈川県労働委員会に8月1日付けで申し立てた。

バカにするな！

Tさんは退職時にじん肺管理3イだったことか

ら、当時の内部の見舞金規程に基づいて600万円を受け取った。

その領収証に「私を始め家族の者よりじん肺に関し、いかなる事情が生じても補償等につき何等一切の異議を申し立てないことを確約いたします」という文言が挿入されていた。

しかし、将来的に高い確率で症状が悪化し死亡することもあり得ることや見舞金規程の説明や提示もなく、ニチアスはTさんに署名捺印させたに過ぎない。

これを盾にとって今、ニチアスは管理4に相当する補償を拒否している。きわめて、不当なことだ。同様な仕打ちを受けている退職者は相当数いるだろう。裁判を通じて、こうした被害者をバカにした不当なやり方をなんとしてもやめさせなければならない。

今後、山田さん、Tさんの闘いはアスベストユニオンとともに岐阜地裁と神奈川県労委で続していく。

次回弁論は、4月18日午後4時30分 岐阜地裁302法廷。山田さんについては最終準備書面提出、Tさんは弁論進行となる。

文書提出命令出る

奈良地裁では、原告3名(仲井力さん、北村昌三さん、勝村正信さん)の当時の石綿ばく露作業や原告の健康障害をめぐる書面、意見書の応酬が続いている。なかでも、被害の舞台ニチアス王寺工場の石綿ばく露状況に関する資料を一切出さないニチアスに対して、原告側から関連文書の提出命令を裁判所から出すよう、昨年5月7日に申立て、

主張・反論を続けていた件で、12月18日の弁論で裁判所は1月31日までに結論を文書で明らかにする、と表明した。1月31日、裁判所は、提出命令を申し立てた文書のうち、1文書のみの申立を認め、ニチアスに文書提出を命じた。これに対して原告側は、敗訴部分の取り消しなどを求める即時抗告を大阪高裁に行った。

ちなみに、裁判所がニチアスに文書の提出を命じたのは、次の内容。

ニチアス王寺工場において就労していた従業員に関する

- (1) じん肺管理区分決定を受けた者に関するじん肺管理区分決定通知書及び職歴票ならびにじん肺健康診断に関する記録
- (2) 労災認定を受けた者に関する労働者災害補償保険請求書の写し及び同請求書に添付された職歴証明書の写し
- (3) 石綿健康管理手帳の交付を受けた者に関する石綿健康管理手帳交付申請書の写し及び同申請書に添付された職歴証明書の写し

これらの文書は、原告側が「原告らがアスベスト粉塵にばく露したかどうかが争点であるこの裁判において、被告ニチアスからは各原告の作業場所における粉じんの客観的証拠が提出されていないなかで、これらの文書は、原告らと同職場の同じような時期に就労したものに、(1)ないし(3)の者が多数いれば、その作業場所における粉じんの飛散は多かったと推認することができる」こと、「これらの文書をニチアスが所持

50年前退職者の

団交権を認める

石綿訴訟で東京地裁

アスベスト（石綿）による健康被害をめぐり、建材大手「ニチアス」（東京）

を数十年前に退職した元従業員らが作った労働組合に、会社との団体交渉権を認めなかが争われた訴訟の判決が16日、東京地裁であつた。白石哲裁判長は「潜伏期間が長い石綿被害の特殊性を考えれば認めるのが相当」と述べ、約25～50年前の退職者にも権利を認める判断を示した。

組合側代理人の弁護士によると、約50年前の退職者に認めめた司法判断は初めてといふ。判決によると、1950～80年代に王寺工場（奈良県王寺町）を退職した6人の元従業員らが肺などに異常が出た後、2006～07年に組合を結成。その後、肺の病気と診断され、1人は死亡した。組合は2006年と07年に会社に団交を申し入れたが、会社が拒否した。組合は奈良県労働委員会に救済を申し立てたが、最終

年に棄却された。今回の訴訟では、棄却命令の取り消しを求めたが、判決は、団交を申し入れる前に元従業員らが粗暴な言動をしていたことを理由に、命令取り消しは認めなかつた。
（高野達）

2012年5月17日 朝日新聞

していること」から提出を命ずるよう求めていたものだ。

次回弁論は、3月4日午後4時 奈良地裁101法廷。文書提出命令や原告の損害についての応酬となる見込みだ。

そして今年は、証人調べが行われる見込み。最大の山場を迎える。

再び奈良県労委に申し立て

そもそもニチアス・関連企業退職者分会組合員の損害賠償裁判は、ニチアスが分会との団体交渉を拒否したことを発端にしている。分会の団交申し入れは、2006年9月20日までさかのぼる。

この団交拒否については、奈良県労委が不当労働行為として認定（2008年7月24日）、ニチアスに団交を命じた。しかし、中労委がこの命令を覆したために（2010年5月24日）、分会は中労委命令の取り消しを求めて東京地裁に提訴した。

事ここに及び、分会組合員の補償問題の解決をこれ以上遅延できないとの判断にもとづいて、2010年10月28日、3地裁に損害賠償裁判を提訴することになった。

そして、中労委命令の取り消しについて東京地裁は請求棄却の判決を出した（2012年5月16日）が、判決理由の中では、組合の団体交渉権を明確に認めた。

実はこの間、同じように退職者の結成した労働組合の団交権が認められるかどうかが争われた住友ゴム事件で、2011年11月10日、最高裁が団交権を認めると判決していて、このことが、東京地裁判決の判決内容に直接影響したものだった。

こうした、退職石綿被害者の組合の団交権が司法判断上確定する状況を受けて、損害賠償裁判と平行して、ニチアスと直接団交で話し合うことに決め、2012年6月21日付けてニチアスに団交を申し入れた。

ところが団交は、9月3日、10月29日の2回行われたものの、上述の岐阜のアスペ

ストユニオンと全く同様なニチアスの不誠実な対応が明らかになったため、やむを得ず、本年1月30日付で、再び奈良県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てるに至った。

奈良での闘いも岐阜と同様に、裁判と労働委員会を舞台に進んでいくことになった。

さらなるご支援を！

ニチアスとの闘いは、大谷さんを原告とする札幌の勝利で、下請差別と秘密条項押しつけを打ち破り、大きく一步踏み出した。

だが、札幌地裁と岐阜地裁での和解協議へのニチアスの対応、団交における不誠実きわまる姿勢をみると、石綿被害者に誠実に向き合おうとしない、ニチアスのブラックな企業体質がはっきりわかる。

岐阜地裁の闘いは、非労災認定被害者（じん肺管理区分「管理2」合併症なし、等）に対して、不當に低額の補償を「口外禁止

石綿原因で肺がん
元勤務先など
倉敷の男性提訴
岡山地裁

原生側は石綿の粉じんが原告の生命と健康に重大な影響を及ぼすことは十分予見できたのに、会社側は飛散を防止する排気装置の設置、防じんマスクの配布などをせず、安全管理業務を怠ったとしている。

会社側はいずれも一訴状を受け取っていないのでコメントは控えたい」としている。

条項」や「今後は一切なし条項」で押しつけてきたニチアスの卑劣な手法を改めさせ、正当な補償を行わせる闘いだ。

奈良地裁は、 PLAQUE 有所見者健康管理手帳所持者 2 名、 良性石綿胸水労災認定者 1 名が原告。 労災認定を受けるほどの石綿疾患（良性石綿胸水）を発症し、 現在ではじん肺管理 4 相当の肺機能障害を背負わされた勝村さんはもちろんのこと、 PLAQUE 有所見であることは職業的石綿ばく露歴の動かぬ証拠であって、 ニチアスの安全配慮の不備を原因とする、 明かな石綿疾患発病リスクを負った仲井さん、 北村さんに対する企業責任を明らかにする鬭いだ。

神奈川と奈良の地方労働委員会の闘いも
はじまつた。

岡山では、ニチアスの下請け企業「ナカハラ」(旧中原築炉) の元男性労働者が石綿肺管理4と肺がんについての損害賠償をナカハラとニチアス相手に求める裁判を2012年3月に提訴し係争中だ。原告はニチアス・関連企業退職者分会に加入している。

国外では、韓国の釜山での二チアスの合弁企業が起こしたアスベスト被害についての被害の元凶である二チアスなどを相手取った損害賠償裁判の控訴審が闘われてい

(12 ページに続く)

日、元勤務先の鍛錬会社「ナカハラ」（倉敷市）と工事元請けのニチアス（東京都）に訴訟賠償を求め、岡山地裁に提訴した。

連載 それぞれのアスベスト禍 その28

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

石綿問題総合対策研究会に参加して

1月26・27日の2日間にわたり、東京工業大学大岡山キャンパスにおいて石綿問題を真剣に討議する研究会が行われた。今回は「第一回研究会」で、医療、環境、疫学、建物解体、石綿纖維分析などの専門の諸先生方の報告が有った。

ある日、名取先生から電話が有り「患者と家族の会の立場として5分間の特別発言」とお話を頂いた。「え、その様な場所で発言を?」と少し引き気味だったが「参加者には患者を見た事が無い人も多いので、被害者の生の声を届けて欲しい」と聞き決意した。

早速、パワーポイント作りに入った。そして5分間で読み終わる予定の原稿を書いた。私が患者と家族の気持ちを代弁している間に、後ろのスクリーンでは20数名の患者の姿が映し出されるようにした。その計画を先生に伝えると「今井さんの『明日を下さい』がバックで流れるのですね!」と喜んで下さった。

今井さんの写真集にはとても及ばないが、私なりに手元にあった写真を準備して、「それぞれのアスベスト禍」を写真説明として付けた。可能な限りいろんな職種を入れた。

写真が手元にない方は電話して送って貰つた。

26日の午後、(株)病理診断センター NPO 法人総合遠隔医療支援機構の井内康輝先生(報告:石綿関連疾患の診断)と、奈良医大 地域健康学の車谷典男先生(報告:石綿肺がんのメタアナリシス論文の評価)のお二人の後で私の出番が来た。午前中から、ピリッと張りつめたような透明な空気の中で、ボツンと登場したおばちゃん…私はまさにその様な状態だった。しかし、スクリーンに画面が写しだされると会場の視線が瞬きも無く集中していた。画面表示は、担当者と相談して13秒毎に変えて貰つたので、私は原稿を読むことに専念できた。そして読んでいる間にも、会場の誰もが、身じろぎもせず被害者の姿に見入っていると感じられた。

一日目の終了後、交流会等で写真について質問を受けた。なかには「胸がじんとなつた」、「涙が出た」という男性もいた。「今回の参加者は、患者と出会った事のない人が多くいる」と名取先生が言っていたが、本当にその通りだった。この様な学術的な研究会だからこそ、被害当事者の姿を伝える必要があったのだと思う。

参加者は200名と聞いた。いつもの事だが、エタニット分会の村上博子さんがいた。三



東京工業大学百年記念館

菱長崎造船じん肺患者会の塚原繁次さんも遠路駆けつけていた。関西も各方面から顔見知りの方々が参加していた。

2004年のアスベスト国際会議が早稲田大学で開催されて以来、私にとって村山武彦先生は早稲田大学のイメージが強かったが、東京工業大学での会議も早稲田大学と違った雰囲気でとても良かった。

まず驚いたのは玄関にそびえ立つ異様なカマボコ状の「東京工業大学百年記念館」だ。東京工業大学の大岡山キャンパスの門の右側にある建物だ。地下1階が特別展示室となっていて常設展示がされている。この中でロボコンでも有名な森政弘名誉教授の研究のGAWALKなどが展示されているそう

(10ページの続き) る。ニチアスは一審では免罪されたが、控訴審の行方が注目されている。

ニチアスは韓国以外のアジア各国に進出し、アスベスト製品を作り続けてきた。これによる被害が問われる日も遠くないだろう。

ニチアス損害賠償裁判はブラック石綿企

だ。そしてキャンパスに入ると、見事な桜並木とその周囲を取り囲むウッドデッキ。ここは広域避難指定地域となっている為に、周辺住民に開放しているとか。その言葉通り、27日は家族連れやペット同伴の人々がキャンパス内を散策していた。ちなみに、桜の木を保護する為に作ったウッドデッキは2億円かかったそうだ。

最後に、石綿問題総合対策研究会の案内をしておこう。きっと来年も開催される事と思う。

一本研究会は研究分野割り・行政縦割りで、これまでばらばらだったアスベストの調査、分析、対策、管理、廃棄物処理、アスベスト被害、政策等の共有されてない情報や現状を分かり易く解説し、いろいろな課題に現実的に取り組むためのベースを作ることを目的としています。本研究会は様々な分野の研究者、現場の実務者、行政関係者が一同に会し、自由な議論を通じて問題を共有し、建設的な解決策を探っていくことを目指しています。

石綿問題総合対策研究会 事務局—

業ニチアスに鉄槌を下す闘いであり、同時に、プラーカー有所見者を含むすべての石綿被害者への正当な補償と救済を社会的に広く実現するための闘いの一環もあり、韓国などアジアのアスベスト被害者と連帯する闘いだ。

改めて、皆さんのご支援と注目を訴える！

韓国からのニュース

■サムソン産業の職業病被害者情報の提供を待っています／パノリム：行政訴訟参加者1人死亡、1人は健康が急速に悪化

「半導体労働者の健康と人権を守る」(パノリム)は10日、サムスン半導体など電子産業に従事して病気に罹った労働者からの情報提供を受ける。特にサムスン半導体温陽工場の高温テスト工程で働いて、癌や病気の被害にあった人からの情報提供を要請。該当の工程で働いた労働者2人が希少疾患に罹ったためだ。

パノリムは該当の工程で働いて再生不良性貧血に罹って闘病中のユ・ミョンファ氏と、同じ工程で働いて脳腫瘍に罹って亡くなった故イ・ウンジョン氏の労災訴訟を進めている。勤労福祉公団から労災不承認とされ、2011年4月、行政訴訟を提起。裁判は18日に6次弁論が行われるなど亀の歩みで、その間に、イ・ウンジョン氏は昨年5月に亡くなり、ユ・ミョンファ氏も健康状態が急激に悪化している。

裁判でサムスンは「高温テスト工程で被害者が発生したのは、この20年間で故イ・ウンジョン氏とユ・ミョンファ氏の二人だけ」と主張。裁判長も被害者状況を提出して欲しいとパノリムに要請している状態だ。パノリムは「被害者が二人だけというサムスンの主張に反論するために、該当工程での被害者本人や、これを目撃した人たちの情報提供を切実に待っている」と訴えた。2013年1月11日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■感情労働者に不当要求を拒絶し、謝らない権利付与せよ／国家人権委：今年中に感

情労働者人権向上勧告案を作る

顧客を神様として迎え、病気になつていく感情労働者の健康権を守るために方策を模索するため、労働環境健康研究所・仕事と健康は、11日午後、『2013労働者健康権フォーラム』を開催した。

キム・テフン感情労働研究所所長は「感情労働をするテレマーケッターの場合には電話を先に切る権利を与え、無理な要求をする顧客には一方的に謝らない権利を与えるべきだ」「感情労働の強度が高い職種の場合、定期的に休息を取って精神的な配慮が受けられるように制度的な補完が必要だ」と話した。労働環境健康研究所とサービス連盟が2010年に発表した職種別うつ病発生頻度調査結果によると、化粧品販売員は32.7%、カジノディーラーは31.6%、レジは26.5%と高く現れた。

サービス連盟は感情労働者・消費者・政府・企業のそれぞれの役割を提案した。感情労働者は自分の自尊心を高める認識を持って、消費者は感情労働者に対する認識を切り替えて、政府は産業災害認定によって、感情労働者を保護することを要求した。特に企業には、△安全保健専門担当部署の設置、△社内心理相談室の運営、△事業場内の悪口と暴言防止対策作り、△顧客によるセクハラ予防マニュアルの普及を要請した。

ユン・ミオク・サービス連盟東遠F&B労組総務部長は「デパートやマートに派遣されて仕事をすると、話にもならない理由で交換や返済を要求する顧客を相手にする時は、元請け業者が対応してくれたら良いのに」と話した。

感情労働を認められるための法制化に關

する議論も続いた。シム・サンジョン進歩正義党議員は、昨年10月に感情労働による精神的疾患を労災と認定する内容の産業災害補償保険法改正案を代表発議した。イ・ソンジョン・サービス連盟政策室長は「感情労働の実態を広く知らせ、法律改正案通過のための署名運動も進める計画」と話した。

この日のフォーラムでは、韓国道路公社が昨年10月に宣言した感情労働者人権保護憲章が注目された。憲章には、△感情労働者が悪性の顧客から人格的な侮辱を受けないような対処対策の樹立、△心理治療プログラム支援、△標準化された顧客応対指針の提供、などが盛られた。

キム・ミンジョン国家人権委員会・差別調査課・女性人権チーム調査官は「人権委員会は、各会社に感情労働者の人権保護憲章を作るよう奨励している」とし、「今年中に女性感情労働者の人権向上の法制度改善勧告案を作る計画」と話した。 2013年1月14日 毎日労働ニュース ユン・チウン記者

■パノリムとサムスン対話へ／白血病被害謝罪、労災再発防止など、対話のテーマと範囲で険しい道を予想

パノリムはサムスンの今回の対話提案を「6年間闘ってきた努力の結果」と評価している。

パノリムがサムスンからの会いたいという提案を受け入れて、公式の話し合いが始まる見通しだが、順調な対話が進行されるのは難しいように見える。まず本格的な対話に先立って、対話のテーマと内容を巡って行われる事前対話から障害が大きい。

パノリムはサムスンが書信を通じて明らかにした『遺憾』の表明から、もう一步踏み出して『謝罪』を要求するものと見られる。

パノリムの設立精神である『労働者の健康と人権』も議論になる見通しだ。パノリム

は労災予防のために、サムスンに無労組経営を撤回することを要求した。これに対してサムスンは対話提案の当初から「対話の主題に労組の話があればダメだ」という立場を、色々な経路を通してパノリム側に伝えている。パノリムのこの日の記者会見文の題名は「サムスンに労働者の健康と人権を」だった。

被害者と遺族補償などの問題は接近の共通点がある状況だ。パノリムはこの日の記者会見で「治療費が絶対的に必要な被害者と、遺族補償費も話しあえる」と明らかにした。ただしサムスンが労災訴訟の取り下げを補償の先行条件として持ち出せば、話は難しくなる。

パノリムは記者会見で「サムスン電子の職業病問題を解決し、再発を防止するための意味と意思を確かめ合って対話に臨む」という立場を明確にした。2013年1月23日 每日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■サムスン電子華城工場のフッ化酸素漏出事故で1人死亡、4人負傷

28日、警察と消防当局によれば、サムスン電子半導体の華城工場生産11ラインで、フッ化酸素配管の交換作業をしている間にフッ化酸素ガスが漏れ出して、1人が亡くなり4人がケガをした。

サムスン電子によれば、27日午後1時30分頃、11ラインの外部にある化学物質中央供給施設でフッ素希薄ガス供給装置に異常が発生した。会社は同日午後11時から修理を始めた。協力会社STIが担当した配管交換作業は翌日の午前5時頃に完了した。修理の過程でフッ化酸素が供給される配管下部のバルブが溶けて流れ出し、STI所属のパク・某(34)氏など作業者5人がフッ化酸素に長時間曝露した。

作業者は交換作業を終えた後、首と胸の

痛みを訴えて病院に運ばれたが、朴氏が亡くなつた。残りの4人は治療中だが、生命には別状がないと伝えられた。サムスン電子は「亡くなられた故人の冥福を祈り、遺族に慰労の意を伝える」と話した。2013年1月29日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■ 「申し訳ない」が、批判には耳を貸さず／労働界、市民・社会団体は非難「サムスンの事業主直ちに拘束せよ」

サムスン電子がフッ化酸素漏出事故に関して、現行法に違反して産業災害を隠そうとした情況が明らかになり、直ちに労働界と市民・社会団体が反撃した。

環境運動連合、タサン人権センター、パノリムなど21の市民・社会団体は、30日午前にサムスン電子の華城事業場の正門進入路で記者会見を行い、真相究明のための民間合同調査団の構成と再発防止対策を要求した。当初、華城事業場の正門で開催される予定だったこの日の記者会見は、サムスン側が妨害したため、事業場の近くの道路で行

われた。早朝からサムスンは警備職員を動員し、事業場に入る歩道と車道にバリケードを設置したり、正面前に移動しようとした団体会員たちを体を使って阻止した。

クォン・オヒヨン・サムスン電子代表(副会長)は、この日午前ソウルのサムスン電子本館で開かれたサムスン社長団会議に先立ち、「フッ化酸素漏出によって犠牲者が出る事故が発生し、申し訳ないと考えて故人の冥福を祈り、遺族に深い慰労の言葉を申し上げる」と話した。サムスンはグループ傘下のサムスン地球環境研究所を通じて、系列会社全般に対する環境安全点検を強化することにした。

韓国労総は声明を出して、「フッ化酸素漏出が発生した時、直ちに関係当局に申告して正しく迅速な対応をすれば、労働者が死亡したり負傷することはなかった」とし、「緑色企業の仮面をかぶった殺人企業・三星電子の事業主を直ちに拘束しなければならない」と批判した。2013年1月31日 每日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

(翻訳：中村 猛)

クボタ・ショツクから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント
『明日をください』
アスベスト公害と患者・家族の記録
今井 明 写真・文



アスベスト公害と患者・家族の記録

編集／『明日をください』出版委員会
発行／アットワークス
Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)
B5版108ページ 定価1575円（送料別）

前線から

はつりじん肺損害賠償訴訟 第17回弁論報告

大阪

昨年の今頃、原告のひとり村上武徳さんが亡くなつた。先日、1周忌を前に仏前に手を合わせ、「まだ裁判は続いています。」と簡単に報告してきた。村上さんについては、現在は奥さんとお子さんが訴訟を継承している。

西松建設5回連続欠席

山田さんが開廷前に「今日もあらんわ」とつぶやいた。山田さんが探していた西松建設代理人が最後に出廷したのは、昨年の徳田さんに対する本人尋問の日、つまり昨年2月23日なので、ほぼ1年出廷していないことになる。山田さん以外に西松の現場について争っている原告がいないことが理由なのか、あるいは山田さんの作業現場と時期、さらに入場の事実について確認されてしまったの

で下手に動けないと判断したのか。今まで西松建設から提出された書面は「現場認否書」と題される山田さんの作業現場に対する認否だけで、被告として十分な主張を展開しているようにも思えない。

進行協議についての打診

今回は裁判長から進行協議の打診があった。昨年春に裁判長が交替し、毎回次回弁論期日までの「宿題」が書面で提示されたことにより、ずいぶんと進行速度が速まったように思われる。この事件における一番

大きな障害であった大林組の遅延行為も、毎回裁判所から提示される主張の要請により、ついに解消された。

この結果、裁判所は個別現場に関する議論が一段落したと判断し、今後の進行について原告被告双方の代理人を交えて意見の交換をする機会があった方が良いと提案した。原告の弁護団から申し入れなければと思っていたが、裁判所から提案されたおかげで被告代理人から抵抗もなく、「ぜひお願いしたい」という声まで出た。

早期解決を求める原告にとっても非常に重要な進行協議となる。日程も3月21日（ただし、非公開：傍聴できません）と設定され、次回弁論（4月11日）の前に進行方針が決まることが期待される。

次回期日

4月11日（木）15:00～

大阪地裁 大法廷

NHK地域スタッフのうつ病 和解解決はしたが…

大 阪

労災保険でトラック持ち込み運転手や一人親方など明らかに注文主の指揮命令のもと働いていたり専従状態であったりで労働者として認められるケースはあるが、委託契約などしてなかなか労働者として認められないケースがある。

NHKの地域スタッフのAさんの場合がそうである。

AさんはNHKの営業センターと委託契約を交わし、地域スタッフの中でも視聴者宅を訪問して地上放送契約から衛星放送契約への変更手続きをする「衛星スタッフ」として働いていた。

元々、公共放送という制度の性質上、受信料の徴収について広く理解されているとはいひ難く、快く支払ってくれる方ばかりではないので、訪問して契約を取る仕事内容自体、非常にストレスの高い内容であった。そこへNHKの不祥事

問題などが起こり、訪問先では強く拒否されたり暴言を吐かれたり、支払ってくれても同時に文句は言うということが常であった。そのため、この仕事を長く続けることができる人は少ない中、Aさんは3年契約を2度更新し、9年近く働いてきた。

委託契約ではあるものの、NHKは2ヶ月ごとに計画数と称したノルマをスタッフに課しており、計画数を達成すればさらに数を増やされることになり優秀であってもいつもノルマに追われる状況であった。さらに2008年10月に業務改变があり、衛星契約への変更業務を別の集金業務をしていたスタッフも行なえることになり、業務が競合する状態になった。また計画数も20%近く増やされ、かなりがんばらないと達成できない状態だった。

Aさんは厳しい状況の中でもなんとか計画数を達成

し、翌年1月、訪問先で事件が起った。

Aさんはあるマンションの2階の一室を訪問し、衛星放送受信が可能なことを確かめ衛星契約への変更をお願いした。出てきた男性は不機嫌ながら応じて、Aさんに料金を手渡したが、そのまま財布を足元に投げつけた。領収書を発行するために、受診契約書への記入を求める、「金払ったからいいやろ」と拒否した。契約書なしに料金をもらうわけにはいかず、Aさんが返金しようとしたところ、男性は更に不機嫌になり、Aさんにテレビ台数分支払うのか、などと質問をしたので、丁寧に答えていたところ、「前に来たやつとなんで言うことが違うんだ」と声を荒げて、背後のベニヤ板の壁に拳を打ち付けてへこませ、Aさんが玄関から後ずさって廊下へ出ると追ってきて、鉄の扉を大きな音をさせて殴った。

Aさんはさすがに次は殴られると思って、走って階段を駆け下りて逃げたが、男性は1階まで追ってきた。ちょうどそのとき男性

は上から女性に呼ばれたので、「その金持って2度と来るな」と怒鳴って上へ引き返していった。

その日からAさんは調子が悪くなり、翌日に約束のあつたところをなんとか訪問した後は働くことができなくなってしまった。

知り合いに教えてもらった病院を受診して「うつ病」との診断を受けた。

ところで、NHKの地域スタッフには給付金制度というものがあり、私病で休業した場合70%、業務上であれば100%の休業見舞金が支払われることになっている。

Aさんは休み始めて見舞金を支給されたが、NHKからは一方的に「今回のことは業務外」と言われ、Aさんが理由を尋ねても詳しい説明を得ることができなかつた。

Aさんとしては、厳しい業務内容とノルマに応えて働いてきたうえ、仕事での訪問先で危険な目にあって発症したのに違いなく、納得がいかなかつた。

話し合いをしたり、大阪労働局のあっせんを申し立

ててみたがNHKが応じなかつた。

Aさんは管轄の淀川労働基準監督署に労災請求すると共に、大阪地裁に損害賠償請求裁判を提訴した。

委託契約であるにもかかわらず、計画数にしたがつて営業計画を立てさせられて、週に2回も状況報告させられ、月に3回は営業センターへ行くことを義務付けられており、Aさんは実態は労働者であると考えていた。しかしこまでの判例では、NHK地域スタッフが労働者と認められて確定したものがなく、大変難しい鬱いである。

訴訟の請求内容は2点で、給付金規定の業務上として見舞金を給付すること、NHKは委託者として安全配慮義務を怠っており損害を賠償することである。

裁判は証人尋問も経て1年10ヶ月続き、昨年12月和解解決するにいたつた。

NHKの主張はAさんのうつ病はAさんの脆弱性にあり、業務も大変ではなかつた。また安全配慮義務

もない、というもの。

こちらは元地域スタッフでやはりメンタル不調になり休業後に仕事をやめた元同僚の証言も提出したが、裁判官は業務の大変さを理解できなかつたようだ。また、NHKには安全配慮義務もないと考え、ただ、Aさんは何年も連続でNHKから優秀者として表彰されるほどであったため、その貢献に対して何らかの見舞金を支払ってはどうかと、NHKに一定の金額での和解を提案した。

本当に見舞金程度の金額であつたため、Aさんは納得はできないがよい判決が得られる見通しがなかつたため、応じることにした。

額が少ないとはいえ、NHKに和解金を支払わせることができたのは、Aさんが地域スタッフとして大変優秀であったからだった。

一方、労災請求のほうは現在再審査請求中である。

労働者として認められず不支給となつた。

Aさんの鬱いはまだ続くので、こちらのほうもまた別の機会に報告する。

1月の新聞記事から

1/4 東京電力福島第一原発周辺で国が進めていた除染で「手抜き除染」が横行していることが明らかになった。環境省は元請けのゼネコン各社に対して事実関係を確認するよう求め「手抜き」が確かめられたら管理徹底を指導する方針。

福島第1原発事故後2~3カ月、足元のがれきなどが高線量なのに胸部だけで放射線測定していたことが、元東電社員らの証言で分かった。手足の被ばくは「末端部被ばく」、頭などの被ばくが胸より多ければ「不均等被ばく」と呼ばれ、胸とは別に手足などへも線量計装着が法令で定められている。東電は胸部のAPDでの測定で線量管理はできてあり追加調査の必要はない回答。

泉大津市教委の道口源一教育長は記者会見で自身を含む教育委員2人の辞任を表明。「小野正仁副市長から職員に人権侵害の発言が絶えない。改善させることができず無力さを感じたため」と説明している。同市の教育委員の定数5人のうち2人は昨年任期が切れて現在3人。辞表が受理されれば1人になる。小野氏は新市長が決まるまで市長職務代理者を務めている。平成22年から24年7月にかけ教育委員会事務局の男女職員6人に「パワーハラやセクハラにあたる発言があつた」としている。

1/5 兵庫県宝塚市は東日本大震災の復興支援のため岩手県大槌町に派遣されていた同市の男性職員が、3日宿舎の仮設住宅で首をついた状態で死亡していたと発表。自殺とみられる。遺書とみられる手紙に「大槌はすばらしい町です 大槌がんばれ！！」などと書かれていた。派遣は昨年10月から今年3月末までの予定で土地区画整理事業などを担当していた。

1/8 立命館大の研究者らで作る「立命館アスベスト研究プロジェクト」は阪神大震災の復旧作業に従事した建設労働者128人のアンケートで、約20人に1人がアスベストの疾患や病変が見られたと発表。主な作業地域は80%が神戸市内で約75%が石綿に直接接った。128人のうち約5%に当たる6人が石綿肺や胸膜ブラークなどの呼吸器疾患や病変があったと回答。1カ月以上復旧作業に従事し防塵マスクを使用していたのは1人、ガゼマスクやタオルが4人、残り1人は全く対策などだった。防塵マスクの使用率は全体で約18%。調査結果は12日に神戸市内で開催されるシンポジウム「震災とアスベスト」で発表する。

1/9 トンネル工事でじん肺を患った労働者を救済するため自民、公明、民主3党が検討してきた基金の創設が断念に追い込まれた。建設業界の資金拠出で基金創設を目指したが、けん引役の民主党議員が衆院選で落選、自民党が資金拠出に反対する建設業界から支援を受けているなどの事情もある。3党は11年8月に建設業界の資金拠出で基金を創設し被害者に給付金を支給する方向で党内手続きを始めることで基本合意。議員立法で制度を創設する検討に入っていた。

1/10 「ソーシャルメディア・ハラスメント」(ソーハラ)と呼ばれる新たな職場トラブルが増えている。特にフェイスブックなどでは、上司から「友達申請」されたり投稿への反応を迫られたりすることにストレスを感じる人も多い。

手抜き除染が横行している問題で、環境省

が昨年12月25日以降、詳細な手抜き情報を得ながらゼネコンを聴取せず放置していたことがわかった。聴取を始めたのは朝日新聞の報道を受けて除染適正化推進本部を発足させた今月7日だった。初動が遅れ実態解明が難航する恐れがある。

1/12 環境省は災害時に倒壊建物からアスベストが飛散するのを防ぐために自治体に示した指針を改訂する。津波への備えを含む新たな対策を盛り込む必要があると判断した。指針は「災害時にあける石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」。2007年8月に作られ、ビニールシートなどによる応急の飛散防止措置の方法、建物解体前の事前調査や周辺住民への周知、解体現場の石綿飛散防止措置のあり方などをまとめている。

北アフリカのアルジェリア南部イナメナスで、天然ガス関連施設の外国人従業員らの居住区がイスラム武装勢力に襲撃され、プラント大手「日揮」の現地施設で勤務する日本人や外国人従業員らが拘束された。国際テロ組織アルカイダ系の武装勢力は「(マリに軍事介入した)フランスや西側諸国への報復だ」との犯行声明を出した。アルジェリア軍は19日に突入し、激しい戦闘が行われ少なくとも37人が死亡、日本人10人の他、アルジェリア人1人、米国人3人、英国人3人、フィリピン人6人などを含む。犯行グループはほとんどが死亡、3人が拘束されたという。

1/26 岐阜県各務原市金属団地の東海ダイカスト工業の工場で、従業員がプレス機械に頭部をはさまれているのを別の従業員が見つけたが、脳挫傷による死亡が確認された。工場は3交代勤務で、従業員は25日午後9時から作業を始め、プレス機械を1人で操作していた。

1/29 横浜市の男性が出向先のチョコレート会社で自殺したのは長時間労働が原因だとして渋谷労働基準監督署が労災認定していた。遺族は同社に損害賠償を求め東京地裁に提訴した。男性は2004年からコールセンター業務を行う会社に正社員として勤務。11年10月、関連会社「コンパートヌ・ジャパン」に出向しトラブル対応や在庫管理、店舗スタッフの採用などを担当、同年12月末に自殺した。労基署はバレンタインデー前の繁忙期と重なり、男性の自殺前1カ月の時間外労働が約170時間に上っていたと指摘。上司の叱責に業務指導の範囲を超えた発言があったなどと認定した。

1/31 愛知県教諭だった夫を亡くした宇田川かほるさんは国に労災認定を求める名古屋地裁で争っている。夫暁さんは1999年秋に中皮腫が見つかって、愛知淑徳学園の中學と高校で30年以上国語を教え、01年、定年4カ月前に亡くなった。暁さんの死後、改修前の校舎で、テレビスタジオや音響調整室などに石綿が使われていたことが分かった。放送部の顧問だった暁さんは、音響調整室などに頻繁に出入りしていたという。しかし名古屋東労働基準監督署は「アスベストにさらされる作業には従事していない」として労災申請を却下。宇田川さんは11年7月提訴した。国側も全面的に争う構えで、証人尋問などが続き審理はまだまだ続く。「環境再生保全機構」によると、この制度では10年度までの5年間に128人の教諭を対象に医療費や弔慰金が支払われた。